

小組合に於ける組合員の起訴と會社傭人の不起訴 4 所謂騷擾事件に於ける檢事の「不公平」等
枚舉に違なき有様であつて争議開始當初よりしての官憲の態度は悉く鑛山主側にも有利なる行動
を敢てしつゝある。

斯くして正面には大資本家住友を敵とし裏面には官憲の不正と戦ひ又町より數里離れた山
間に何等輿論の力もなく、我が別子支部大争議は惡戰苦闘四十有餘日を重ね來つた。

今や我が總同盟 關西同盟會及び關東同盟會は各地に檄を飛ばして或は決死の士を送り
或は資金の輸送に努め又水平社農民組合及び地方有志等も亦最後の勝利を鑛夫側にと、全力を
擧げて應援してゐる、日本鑛夫組合の死活問題たる本争議は又總同盟の大問題である。

本争議は、最早や最後の決戦に臨んでゐる。狼狽せる會社の惡辣なる術策も既に盡きた、只
我等は争議團最後の結束を堅くし資金を充實して決死の闘士を激勵し、以て頑迷なる住友をし
て目に物見せんのみである。

各組合及支部諸兄よ！組合權の確立を目標として惡辣なる住友の切崩しに對抗して起
てる別子大争議は今や總同盟の全力的決戦によつて最後の運命を決すべき瀬戸際にある。

茲に總同盟中央争議部は組合員諸君相互扶助の熱情に訴へ本争議資金の充實を計る爲めに各
組合が奮つて右資金の醸出を尤も急速に斷行せられ、總同盟全員の威力を如實に天下に示され
ん事を切望するものである。

大正十五年一月七日

日本労働總同盟本部

日本労働總同盟 會長 鈴木文治

全 中央争議部 部長 望月源治

愛媛縣新居郡角野村

日本鑛夫組合別子支部宛

芝區三田四國町二ノ六

日本労働總同盟中央争議部宛

▽別子争議資金受附所

▽資金は纏まり次第直ちに電報爲替を以て送附ありたし。